

国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第2章 内国旅行の旅費 (鉄道賃)</p> <p>第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学長が特に認める者が、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 内国旅行の旅費 (鉄道賃)</p> <p>第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>役員</u>及び学長が特に認める者が、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	

附 則 (規程第46号)

この規程は、平成26年9月1日から施行する。